

平成 24 年度

# 生産活動・就労支援部会 実態調査報告

財団法人日本知的障害者福祉協会  
生産活動・就労支援部会

# 目 次

I 基本項目	394
1 実施形態	
2 定員の内訳	
II 共通項目	398
1 利用者の雇用経験	
2 事業所利用の理由	
3 利用者が事業所に求めること	
III 就労継続支援A型事業所対象項目	399
1 最低賃金の減額特例の状況	
2 職能判定による重度障害者の状況	
3 職業指導員の配置状況	
4 生活支援員の業務状況	
5 福祉施策と労働施策	
IV 就労継続支援B型事業所対象項目	402
1 平成19年度平均工賃の状況	
2 平成23年度平均工賃の状況	
3 平成23年度平均工賃と都道府県平均工賃の比較	
4 平成23年度の新商品生産状況	
V 就労移行支援事業所対象項目	405
1 雇用定着（6か月以上）の状況	
2 短期労働者の状況	
3 職能判定による重度障害者の状況	
VI 施設外就労関係項目	408
1 施設外就労実施の状況	
2 特区申請の状況	

# 平成24年度 生産活動・就労支援部会 実態調査報告書

調査目的：障害者自立支援法事業への完全移行後の現状把握と、制度改革に反映するための基礎データの収集。また、工賃向上のための取り組みや就労支援の事例収集。

調査基準日：平成25年1月1日

調査方法：FAX調査

実施対象：就労継続支援A・B型、就労移行支援事業を行う 会員事業所1,768事業所

回収率：61.4%（1,086事業所）

【実施事業所数と回答事業所数】

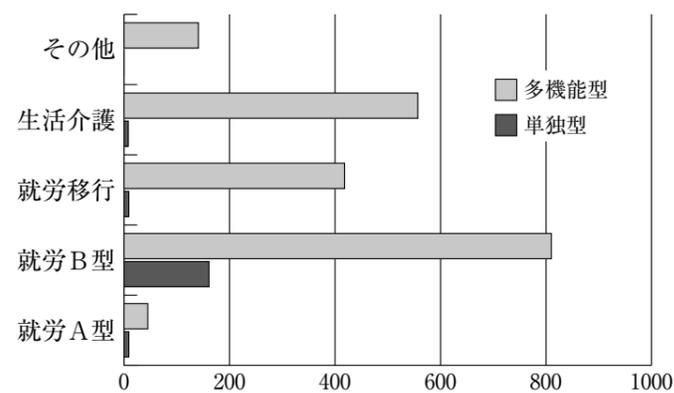
	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
実施数	93	219	393	191	127	197	172	80	296	1,768
回答数	66	157	224	108	84	103	112	48	184	1,086
回収率	71.0%	71.7%	57.0%	56.5%	66.1%	52.3%	65.1%	60.0%	62.2%	61.4%

## I. 基本項目

【表1】実施形態

	事業所数	%
単独型	187	17.2
多機能型	899	82.8
計	1,086	100

【図1】実施形態



【表2】実施事業別の内訳

事業種別	就労A型	就労B型	就労移行	生活介護	その他	回答事業所数
単独型	9	161	9	8		187
	4.8%	86.1%	4.8%	4.3%		100%
多機能型	45	810	418	557	141	899
	5.0%	90.1%	46.4%	62.0%	15.7%	100%
計	54	971	427	565	141	1,086
	5.0%	89.4%	39.3%	52.0%	13.0%	100%

【表3】実施事業種別の内訳（多機能型）

実施種別	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
A型+B型	3	0	2	1	1	1	3	0	4	15	1.7
A型+移行	0	0	1	0	0	1	1	0	0	3	0.3
A型+生活介護	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0.2
B型+就労移行	10	16	45	7	28	8	18	8	26	166	18.5
B型+生活介護	19	42	56	44	16	46	30	13	48	314	34.9
B型+その他	0	3	1	1	2	0	1	1	7	16	1.8
移行+生活介護	3	0	5	8	0	3	4	0	3	26	2.9
移行+その他	0	1	3	1	0	0	1	0	4	10	1.1
A型+B型+移行	0	1	1	1	0	1	1	0	5	10	1.1
A型+B型+生活介護	0	0	1	1	0	1	0	0	0	3	0.3
B型+移行+生活介護	6	13	31	11	9	9	11	7	22	119	13.2
B型+移行+その他	1	1	6	3	3	2	1	1	5	23	2.6
B型+生活介護+その他	3	4	7	1	1	4	6	2	7	35	3.9
移行+生活介護+その他	2	3	5	2	1	1	1	1	3	19	2.1
A型+B型+移行+生活介護	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.1
A型+B型+移行+その他	0	0	1	0	1	0	0	0	1	3	0.3
B型+移行+生活介護+その他	3	4	10	1	0	2	0	2	7	29	3.2
A型+B型+移行+生活介護+その他	0	0	1	0	0	3	0	0	0	4	0.4
A型+無回答	0	1	1	0	0	0	1	0	1	4	0.4
B型+無回答	1	22	10	2	3	5	14	3	12	72	8.0
移行+無回答	0	1	0	1	0	1	1	0	1	5	0.6
生活介護+無回答	0	3	0	0	0	0	0	1	1	5	0.6
その他+無回答	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0.2
不明・無回答	0	3	3	2	0	2	2	0	1	13	1.4
計	52	118	191	87	67	90	96	40	158	899	100

障害者自立支援法事業への移行後、多機能型により複数の事業を行う事業所が全体の82.8%を占めており、単独型事業所の17.2%を大きく上回っている。

この多機能型事業所のうち、9割が就労継続支援B型事業を行っている。多機能型事業所の実施事業種別の内訳では、生活介護事業と就労継続支援B型事業が34.9%と最も多く、次いで就労継続支援B型事業と就労移行支援事業の18.5%、就労継続支援B型事業と就労移行支援事業と生活介護事業の13.2%と続く。

【表4】定員規模（単独型）

定員	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
20～29名	5 35.7%	16 41.0%	9 27.3%	10 47.6%	9 52.9%	4 30.8%	10 62.5%	3 37.5%	8 30.8%	74 39.6%
30～39名	4 28.6%	12 30.8%	8 24.2%	2 9.5%	3 17.6%	4 30.8%	2 12.5%	2 25.0%	7 26.9%	44 23.5%
40～49名	5 35.7%	5 12.8%	10 30.3%	2 9.5%	3 17.6%	3 23.1%	3 18.8%	2 25.0%	9 34.6%	42 22.5%
50～59名		5 12.8%	4 12.1%	2 9.5%	2 11.8%	1 7.7%			1 3.8%	15 8.0%
60～69名			2 6.1%	5 23.8%		1 7.7%	1 6.3%		1 3.8%	10 5.3%
70名以上		1 2.6%						1 12.5%		2 1.1%
計	14 100%	39 100%	33 100%	21 100%	17 100%	13 100%	16 100%	8 100%	26 100%	187 100%

【表5】各事業種別の定員内訳（単独型）

定員	就労A	就労B	就労移行	生活介護	計
20～29名	5 55.6%	61 37.9%	7 77.8%	1 12.5%	74 39.6%
30～39名	1 11.1%	39 24.2%		4 50.0%	44 23.5%
40～49名	2 22.2%	37 23.0%	1 11.1%	2 25.0%	42 22.5%
50～59名		14 8.7%	1 11.1%		15 8.0%
60～69名	1 11.1%	8 5.0%		1 12.5%	10 5.3%
70名以上		2 1.2%			2 1.1%
計	9 100%	161 100%	9 100%	8 100%	187 100%

定員規模については、単独型ではいずれの事業も20名～29名規模の事業所が最も多い。

多機能型ではそれぞれの事業においては10名～19名規模が多く、事業所全体の定員では40名～49名規模の事業所が最も多かった。

【表6】定員規模（多機能型）

定員	事業所数	%	定員	事業所数	%
10名～19名	16	1.8	70名～79名	30	3.3
20名～29名	135	15.0	80名～89名	33	3.7
30名～39名	181	20.1	90名～99名	13	1.4
40名～49名	256	28.5	100名～	37	4.1
50名～59名	103	11.5	無回答	2	0.2
60名～69名	93	10.3	計	899	100

【表7】各事業種別の定員内訳（多機能型）

定員	就労A型	就労B型	就労移行	生活介護	その他
9名以下	1 2.2%	3 0.4%	225 53.8%	44 7.9%	68 48.2%
10～19名	32 71.1%	319 39.4%	150 35.9%	174 31.2%	38 27.0%
20～29名	7 15.6%	281 34.7%	25 6.0%	126 22.6%	9 6.4%
30～39名	1 2.2%	124 15.3%	13 3.1%	91 16.3%	7 5.0%
40～49名	3 6.7%	42 5.2%	4 1.0%	55 9.9%	7 5.0%
50～59名	1 2.2%	23 2.8%	1 0.2%	23 4.1%	1 0.7%
60～69名		12 1.5%		20 3.6%	1 0.7%
70～79名		3 0.4%		24 4.3%	2 1.4%
80～89名		1 0.1%			
90～99名		1 0.1%			
100名～		1 0.1%			
無回答					8 5.7%
回答 事業所数	45 100%	810 100%	418 100%	557 100%	141 100%

## 共通項目

【表8】過去に雇用経験のある利用者の有無

	単独型	多機能型	計	%
いる	134	720	854	78.6
いない	52	168	220	20.3
無回答	1	11	12	1.1
計	187	899	1,086	100

【表9】各事業種別（単独型）の定員に対する過去に雇用経験のある利用者の割合

	雇用経験者数	総定員数	%
就労A型	81	259	31.3
就労B型	680	5,352	12.7
就労移行	39	216	18.1
生活介護	10	299	3.3
計	810	6,126	13.2

利用者の就職の実態は、78.6%の事業所で過去に就職した経験のある利用者が「いる」と回答している。各事業種別の定員に対する過去に雇用経験のある利用者の割合をみると、単独型の就労継続支援B型事業所では定員の12.7%しか就職した経験がなく、生活介護を除く他の就労継続支援A型事業所や就労移行事業所と比較しても最も低くなっている。

【表10】利用者が現在事業所を利用している理由（多いもの3つまで）

	雇用経験のある利用者	雇用経験のない利用者
①対人関係が形成できない	706 65.0%	829 76.3%
②身の自立ができない	182 16.8%	508 46.8%
③働く意欲が形成されていない	318 29.3%	701 64.5%
④会社（企業）等で働きたくない	192 17.7%	268 24.7%
⑤地域の中に他に働く場所がない	306 28.2%	440 40.5%
⑥企業の理解が足りない	349 32.1%	164 15.1%
⑦その他	269 24.8%	129 11.9%
回答事業所数	1,086	1,086

現在の事業所を利用している理由（複数回答）については、就職の経験がある利用者は、「対人関係が形成できない」（65.0%）、「企業の理解が足りない」（32.1%）、「働く意欲が形成されていない」（29.3%）。就職の経験がない利用者は、「対人関係が形成できない」（76.3%）、「働く意欲が形成されていない」（64.5%）、「身の自立ができない」（46.8%）との理由が多かった。

今後は、このように退職した経験のある利用者や「働きたくない」利用者への具体的な支援内容について、詳細に調査し検証する必要があると思われる。

【表11】利用者が事業所に求めていることで最も多いと思われるもの（複数回答）

	事業所数	%
①工賃（賃金）	190	17.5
②働く場（作業）	665	61.2
③仲間との関わり	214	19.7
④将来企業に就職するため	95	8.7
⑤その他	42	3.9
回答事業所数	1,086	100

利用者が事業所に求めていること（複数回答）は、「働く場（作業）」（61.2%）が最も多く、次いで「仲間との関わり」（19.7%）となり、「工賃（賃金）」（17.5%）は3番目の結果となった。

## 就労継続支援A型事業所 対象項目

【表12】最低賃金の減額特例（適用除外）を受けている利用者の有無

	9名以下	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名	60名以上	計	%
いる	0	20	7	2	2	1	0	32	59.3
いない	1	14	3	0	3	0	1	22	40.7
計	1	34	10	2	5	1	1	54	100

【表13】定員にみる最低賃金の減額特例（適用除外）を受けている利用者数

利用者数	定員	9名以下	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名	60名以上	計	%
1～5名		0	8	0	0	0	0	0	8	25.0
6～10名		0	6	0	0	0	0	0	6	18.8
11～15名		0	4	2	1	0	0	0	7	21.9
16～20名		0	1	5	0	0	0	0	6	18.8
21名以上		0	0	0	1	2	1	0	4	12.5
無回答		0	1	0	0	0	0	0	1	3.1
計		0	20	7	2	2	1	0	32	100

※総定員に対する最低賃金の減額特例（適用除外）を受けている利用者割合 43.8%

【表14】労働サイドの判定（職能判定）による重度障害者について

	9名以下	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名	60名以上	計	%
いる	0	14	3	2	3	1	1	24	44.4
いない	1	15	4	0	2	0	0	22	40.7
無回答	0	5	3	0	0	0	0	8	14.8
計	1	34	10	2	5	1	1	54	100

【表15】定員にみる労働サイドの判定（職能判定）による重度障害者数

定員 重度障害者	9名以下	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名	60名以上	計	%
1～5名	0	5	1	0	0	0	0	6	25.0
6～10名	0	7	0	1	0	0	0	8	33.3
11～15名	0	1	0	1	0	0	1	3	12.5
16～20名	0	0	2	0	2	0	0	4	16.7
21名以上	0	0	0	0	1	1	0	2	8.3
無回答	0	1	0	0	0	0	0	1	4.2
計	0	14	3	2	3	1	1	24	100

※総定員に対する労働サイドの判定（職能判定）による重度障害者の割合 26.0%

【表16】職業指導員の配置について

定員 職業指導員	9名以下	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名	60名以上	計	%
1名	1	12	0	0	0	0	0	13	24.1
2名	0	6	1	0	1	0	0	8	14.8
3名	0	5	2	0	1	0	0	8	14.8
4名	0	4	2	0	1	0	0	7	13.0
5名	0	2	1	1	1	0	0	5	9.3
6名	0	0	1	0	0	0	0	1	1.9
7名	0	0	0	0	1	0	0	1	1.9
8名	0	0	0	0	0	0	1	1	1.9
9名	0	0	0	1	0	1	0	2	3.7
不明・無回答	0	5	3	0	0	0	0	8	14.8
計	1	34	10	2	5	1	1	54	100

※総定員に対する職業指導員の割合 15.0%

利用定員の43.8%が最低賃金の減額特例を受けている。

また、職能判定など労働サイドでの「重度障害者」は、全体の26.0%存在しているが、これらの利用者が障害者自立支援法での重度者支援体制加算の要件である障害基礎年金1級を受給しているかどうか疑念がある。このことは同じ人で「重度者」の尺度が2通りあることの矛盾をあらわしている。

【表17】事業所における生活支援員の業務について（複数回答可）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
①健康管理	5	1	5	3	2	5	6	0	14	41	75.9
②相談	5	1	7	3	2	6	7	0	15	46	85.2
③通院	0	0	2	0	0	0	2	0	4	8	14.8
④その他	2	1	0	1	0	2	0	1	2	9	16.7
実事業所数	6	2	8	4	3	7	7	1	16	54	100

【表18】就労継続支援A型事業について、福祉施策から労働施策への移行についての意見

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
賛成	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	3.7
反対	3	0	2	3	1	3	3	1	9	25	46.3
条件付きで賛成	1	1	4	1	0	3	1	0	5	16	29.6
その他	2	0	1	0	1	0	2	0	1	7	13.0
不明・無回答	0	0	1	0	1	1	1	0	0	4	7.4
計	6	2	8	4	3	7	7	1	16	54	100

就労継続支援A型事業の福祉施策から労働施策への転換については、利用者への福祉的な支援が担保されなければ転換は望まない意見が圧倒的に多い（反対46.3%、条件付き29.6%）。

生活支援員の業務（複数回答）は、「相談」（85.2%）、「健康管理」（75.9%）の割合が圧倒的に高いことから、福祉の現場では、労働施策に転換した場合、このような福祉的支援を必要とする利用者への支援が確実に実施できるかどうか大いに危惧していることのあらわれといえる。

就労継続支援B型事業所 対象項目

【表19】平成19年度平均工賃（月額）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
5,000円未満	3	10	16	9	3	14	7	3	18	83	14.4
5,000円以上～10,000円未満	8	44	36	15	13	19	17	8	41	201	34.8
10,000円以上～15,000円未満	9	18	38	19	19	13	21	4	32	173	29.9
15,000円以上～20,000円未満	3	3	18	6	7	8	6	1	6	58	10.0
20,000円以上～25,000円未満	2	5	12	2	2	3	4	1	4	35	6.1
25,000円以上～30,000円未満	1	3	7	1	1	1	1	2	0	17	2.9
30,000円以上～35,000円未満	1	1	0	1	0	0	0	0	1	4	0.7
35,000円以上～40,000円未満	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.2
40,000円以上	0	0	2	0	1	1	0	0	2	6	1.0
回答事業所数	27	84	130	53	46	59	56	19	104	578	100

※平均工賃額 11,407円

平成19年度の平均工賃額は、5,000円以上10,000円未満が34.8%と最も多い。次の10,000円以上15,000円未満の29.9%を合わせると、全体の64.7%が5,000円以上15,000円未満の工賃を支払っている。今回の調査における平成19年度の月額平均工賃額は11,407円であった。

また、平成23年度の平均工賃額においても、5,000円以上15,000円未満の工賃が全体の57.3%と、19年度に比して7.4ポイント減少しているが、15,000円以上の工賃が19年度に比べ23年度は微増している。平成23年度の月額平均工賃額は12,951円であった。

【表20】平成23年度平均工賃額（月額）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
5,000円未満	3	20	10	6	5	14	9	4	18	89	10.8
5,000円以上～10,000円未満	9	41	49	20	21	26	28	15	57	266	32.4
10,000円以上～15,000円未満	16	29	51	17	24	14	15	4	35	205	24.9
15,000円以上～20,000円未満	7	12	28	14	10	10	16	6	22	125	15.2
20,000円以上～25,000円未満	4	5	15	9	8	6	10	2	10	69	8.4
25,000円以上～30,000円未満	4	6	7	3	3	3	5	1	2	34	4.1
30,000円以上～35,000円未満	5	3	7	2	0	0	3	1	2	23	2.8
35,000円以上～40,000円未満	0	0	0	3	0	0	1	0	1	5	0.6
40,000円以上	1	0	1	1	1	1	0	0	1	6	0.7
回答事業所数	49	116	168	75	72	74	87	33	148	822	100

※平均工賃額 12,951円

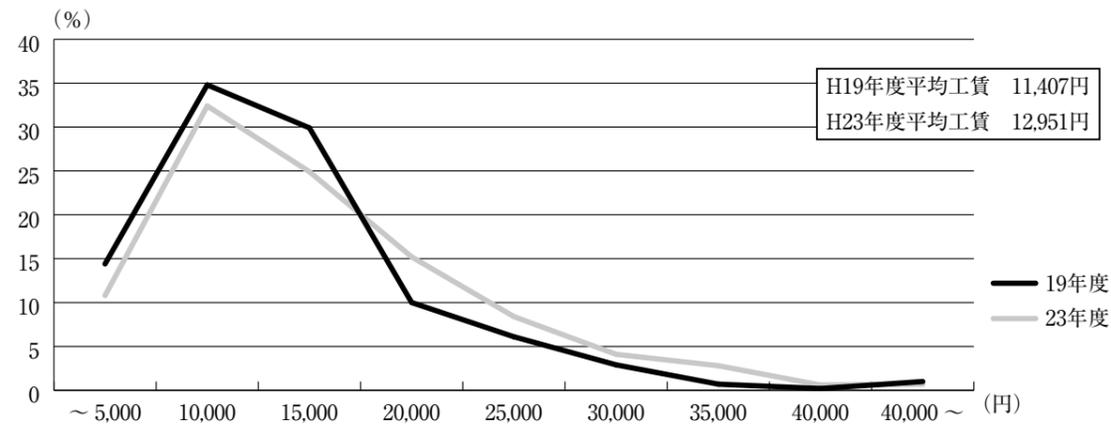
【表21】平成23年度の都道府県平均工賃額に対する事業所平均工賃額の割合

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
～30%	1	2	1	0	0	0	0	2	0	6	4.3
31～50%	1	2	7	1	2	2	0	0	2	17	12.1
51～70%	2	10	5	2	3	2	1	2	6	33	23.4
71～80%	1	8	2	0	0	0	0	0	1	12	8.5
81～90%	1	1	1	2	0	2	0	0	3	10	7.1
91～100%	0	0	1	0	1	0	0	0	3	5	3.5
101～120%	1	5	3	5	4	1	2	0	0	21	14.9
121～140%	0	0	5	1	1	1	4	1	1	14	9.9
141～160%	2	1	0	0	1	0	2	1	0	7	5.0
161～180%	1	0	1	0	2	0	1	0	0	5	3.5
181～200%	0	0	1	0	0	0	2	0	1	4	2.8
201～250%	0	1	1	1	1	0	0	0	0	4	2.8
251～300%	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3	2.1
計	10	30	28	14	15	9	12	6	17	141	100

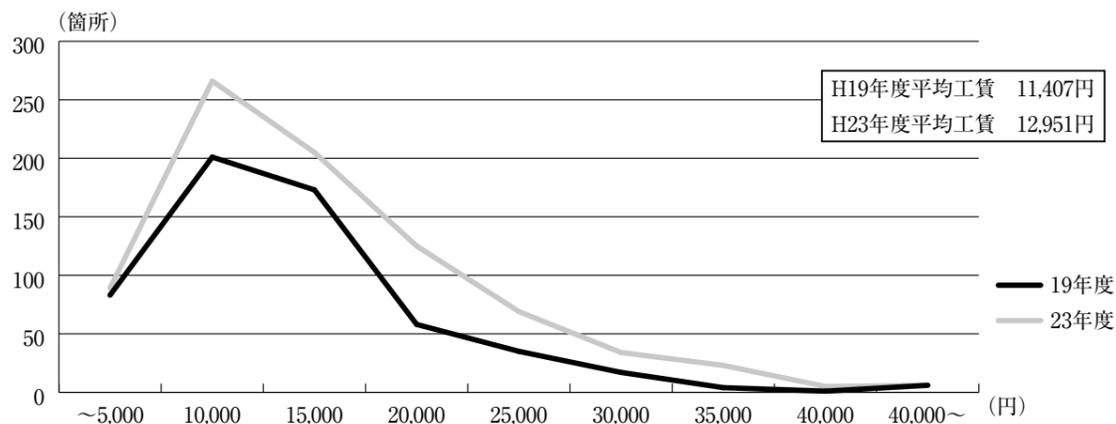
【表22】平成19年度平均工賃額に対する平成23年度平均工賃額の割合

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
51～80%	1	4	6	1	0	1	1	2	2	18	17.5
81～100%	1	6	6	3	2	0	1	1	1	21	20.4
101～120%	2	3	5	0	3	1	0	2	4	20	19.4
121～140%	1	5	1	3	0	0	2	0	3	15	14.6
141～160%	1	2	1	0	0	0	1	0	0	5	4.9
161～180%	0	4	3	0	3	1	0	0	0	11	10.7
181～200%	0	1	1	1	0	1	0	0	0	4	3.9
201～250%	1	1	2	0	1	1	0	0	1	7	6.8
251～300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.0
301～510%	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1.0
回答数	7	26	25	8	9	6	5	5	11	103	100

【図2】平成19・23年度の月額平均工賃分布図（施設割合）



【図3】平成19・23年度の月額平均工賃分布図（施設数）



工賃倍増5か年計画（平成19年度から23年度、以下「計画」）の推進については、平均工賃（月額）が平成19年度と23年度を比較すると、全体として1,544円増加の12,951円となり、19年度の倍増額である22,814円には到底及ばなかったものの、平均工賃の分布で見ると15,000円未満が11ポイント減少し、代わりに15,000円以上20,000円未満が5.2ポイント、20,000円以上25,000円未満が2.3ポイント、25,000円以上30,000円未満が1.2ポイントそれぞれ増加している。

ただ、計画の最終年度である平成23年度に新たな商品を開発した事業所は、14.4%しかない。このことは、新しい取り組みに慎重な旧来の事業所体質がまだ残っていることのあらわれであり、平成24年度から26年度までの工賃向上計画の推進については、事業所の努力と行政のなお一層の働きかけがないと実現は困難といえる。工賃を飛躍的に向上させた事業所の具体的な取り組みや事例を収集分析し、当協会会員にフィードバックすることが、全体の工賃を向上させることにつながるように思われる。

【表23】平成23年度より新たな商品の生産を開始した事業所数

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
ある	2	21	33	11	6	13	17	6	31	140	14.4
ない	51	109	153	71	61	75	69	30	111	730	75.2
不明・無回答	5	8	16	10	15	5	13	8	21	101	10.4
計	58	138	202	92	82	93	99	44	163	971	100

**就労移行支援事業所 対象項目**

【表24】定員にみる就職後6ヶ月以上雇用が継続（定着）している利用者数

利用者数	定員	9名以下	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名	60名以上	計	%
0名		77	29	4	1	0	0	0	111	26.0
1名～5名		102	78	14	4	2	0	0	200	46.8
6名～10名		8	15	2	4	0	0	0	29	6.8
11名～15名		2	3	2	3	1	0	0	11	2.6
16名以上		0	0	1	0	0	1	0	2	0.5
不明・無回答		36	25	9	1	2	1	0	74	17.3
計		225	150	32	13	5	2	0	427	100

※総定員に対する就職後6ヶ月以上雇用が継続（定着）している利用者の割合 20.1%

6か月以上就職が継続している利用者は、全体の20.1%しかなく、79.9%は何らかの理由で退職している。継続した雇用に結びつかなかった利用者については、その原因が何だったのか再調査が必要である。また、100%継続していると回答した事業所へ定着率向上のために必要な要素をたずねたところ、その大半は、就業・生活支援センター等関係機関との連携や職場訪問など就職後も就職前と同様の継続した支援の必要性や本人の希望や適性を見定めて、本人に合った職場開拓を行うマッチングの重要性をあげていた。

【表25】 就職後6ヶ月以上雇用が継続（定着）している利用者の割合

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0%	11	18	33	5	3	6	11	5	22	114	26.7
～10%	0	4	11	3	10	1	1	0	10	40	9.4
～20%	1	4	12	4	8	3	8	5	5	50	11.7
～30%	1	0	11	2	7	1	1	2	6	31	7.3
～40%	1	2	4	4	4	4	2	1	5	27	6.3
～50%	2	2	4	2	2	3	2	1	1	19	4.4
～60%	0	0	2	2	0	1	0	1	0	6	1.4
～70%	0	0	0	1	0	0	1	1	2	5	1.2
～80%	2	0	2	1	0	2	0	0	2	9	2.1
～90%	0	0	1	1	0	2	1	0	1	6	1.4
～99%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
100%	0	5	9	1	5	4	4	0	8	36	8.4
不明・無回答	7	8	22	9	4	6	9	4	15	84	19.7
計	25	43	111	35	43	33	40	20	77	427	100

【表26】 平成23年度に短時間労働（週20時間以上30時間未満の勤務）にて就職した利用者数

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
いる	4	3	25	12	15	16	15	6	19	115	26.9
いない	14	33	68	18	18	12	15	9	45	232	54.3
不明・無回答	7	7	18	5	10	5	10	5	13	80	18.7
計	25	43	111	35	43	33	40	20	77	427	100

【表27】 定員規模別にみる平成23年度に就職した短時間労働者の利用者数

短時間労働者	定員							計	%
	9名以下	10名～19名	20名～29名	30名～39名	40名～49名	50名～59名	60名以上		
1名	31	30	3	0	3	0	0	67	58.3
2名	14	9	2	2	0	0	0	27	23.5
3名	5	4	0	0	0	0	0	9	7.8
4名	0	1	0	1	0	0	0	2	1.7
5名	0	2	0	1	0	0	0	3	2.6
6名以上	0	0	1	0	0	1	0	2	1.7
不明・無回答	3	2	0	0	0	0	0	5	4.3
計	53	48	6	4	3	1	0	115	100

就職の形態をみると、26.9%が短時間での雇用であった。このため働いていない時間（非就業時間）や休日をどのように過ごしているのか、支援の必要はないのかなど、生活の実態を調査し、就職を続けていくために必要な福祉的な支援は何なのかを把握し、構築する必要がある。

【表28】 平成23年度に就職した労働サイドの判定（職能判定）による重度障害者利用者数

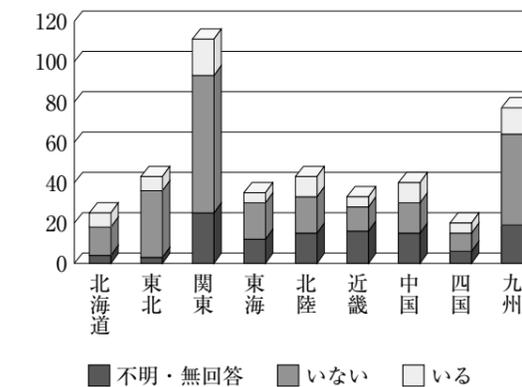
	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
いる	3	3	37	12	9	10	4	3	7	88	20.6
いない	13	32	55	17	26	15	23	11	51	243	56.9
不明・無回答	9	8	19	6	8	8	13	6	19	96	22.5
計	25	43	111	35	43	33	40	20	77	427	100

【表29】 定員にみる平成23年度に就職した労働サイドの判定（職能判定）による重度障害者利用者数

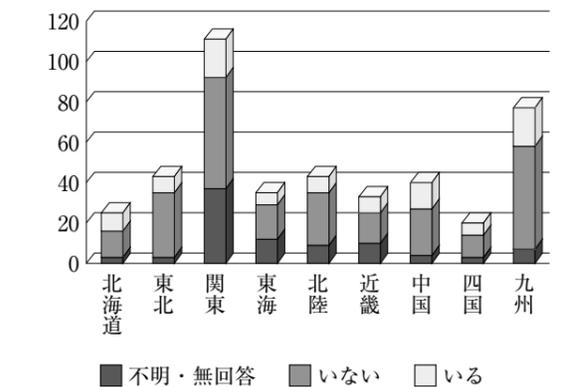
重度障害者	定員							計	%
	9名以下	10名～19名	20名～29名	30名～39名	40名～49名	50名～59名	60名以上		
1名	18	21	3	0	0	0	0	42	47.7
2名	7	9	0	0	0	0	0	16	18.2
3名	4	1	1	1	0	0	0	7	8.0
4名	2	4	1	2	0	0	0	9	10.2
5名	0	2	0	0	0	0	0	2	2.3
6名以上	1	1	1	4	2	1	0	10	11.4
不明・無回答	1	1	0	0	0	0	0	2	2.3
計	33	39	6	7	2	1	0	88	100

就職した者が労働サイドの重度障害者かどうか不明と回答した事業所が22.5%、96か所も存在することから、就労に関するアセスメントについても、事業所間でその能力に開きがあり、このことが継続できるかどうかを左右しているとも推察される。

【図4】 短期労働による就職利用者



【図5】 労働サイドの判定による重度障害者利用者数



## 施設外就労関係項目

【表30】施設外就労の実施の有無

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施している	22	32	56	28	48	31	42	17	64	340	31.3
実施していない	35	102	141	66	31	57	59	25	100	616	56.7
不明・無回答	9	23	27	14	5	15	11	6	20	130	12.0
計	66	157	224	108	84	103	112	48	184	1,086	100

【表31】1ユニットの利用者数

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1名	1	2	0	0	1	0	1	0	1	6	1.8
2名	0	1	0	2	0	0	0	1	2	6	1.8
3名	8	5	12	7	16	5	9	4	10	76	22.4
4名	2	4	7	7	5	6	7	1	12	51	15.0
5名	2	5	10	3	3	2	2	1	5	33	9.7
6名	2	6	6	2	3	3	4	2	5	33	9.7
7名	1	3	0	2	0	2	4	2	6	20	5.9
8名以上	0	0	1	1	1	2	1	2	8	16	4.7
不明・無回答	6	6	20	4	19	11	14	4	15	99	29.1
計	22	32	56	28	48	31	42	17	64	340	100

施設外就労は、全体で31.3%の事業所で実施している。

1ユニットの人数は、基準の6人以上とするところは20.3%しかなく、5人以下が50.6%、そのなかでも施設外就労の最小人数である3名が最も多い。平成24年7月の1ユニット1名以上の規制緩和を活用している事業所は全体の1.8%しかなく、同様に実施のための特区申請を行った自治体は10か所であり、この規制緩和策が全国的には普及していないことがうかがえる。

【表32】施設外就労が実施された月の施設内作業の平均工賃額（月額）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
5,000円未満	2	1	5	4	6	4	3	2	12	39	16.2
5,000円以上～10,000円未満	4	12	10	6	15	6	8	2	11	74	30.7
10,000円以上～15,000円未満	6	3	8	6	8	5	7	3	17	63	26.1
15,000円以上～20,000円未満	1	2	4	4	4	1	9	1	2	28	11.6
20,000円以上～25,000円未満	0	1	3	1	3	0	4	0	3	15	6.2
25,000円以上～30,000円未満	1	1	3	0	0	1	0	0	0	6	2.5
30,000円以上～35,000円未満	0	0	1	2	1	0	0	0	2	6	2.5
35,000円以上～40,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40,000円以上	1	1	2	0	0	1	0	1	4	10	4.1
回答事業所数	15	21	36	23	37	18	31	9	51	241	100

※月額平均工賃額 13,060円

施設外就労が実施された月の利用者が受け取る工賃の額には、約10,000円の差があった。

施設内作業の平均工賃額で最も多かったのは、5,000円以上10,000円未満の30.7%。

施設外作業の平均工賃額で最も多かったのは、15,000円以上20,000円未満の19.1%、次いで10,000円以上15,000円未満の17.4%であった。

今後は、高額な工賃を支給している事業所の施設外就労での作業内容を調査するとともに、活用しやすい施設外就労の事業スタイルを構築することが重要である。

【表33】施設外就労が実施された月の施設外作業の平均工賃額（月額）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
5,000円未満	1	3	3	4	2	2	2	1	6	24	10.2
5,000円以上～ 10,000円未満	2	3	6	3	10	2	3	2	9	40	16.9
10,000円以上～ 15,000円未満	3	7	3	2	7	2	10	3	4	41	17.4
15,000円以上～ 20,000円未満	4	3	8	2	8	1	9	1	9	45	19.1
20,000円以上～ 25,000円未満	0	0	5	3	1	4	2	1	7	23	9.7
25,000円以上～ 30,000円未満	1	1	0	2	0	1	2	0	4	11	4.7
30,000円以上～ 35,000円未満	1	0	3	4	2	2	2	0	3	17	7.2
35,000円以上～ 40,000円未満	1	1	1	0	2	2	1	0	1	9	3.8
40,000円以上	3	1	7	1	3	2	1	1	7	26	11.0
回答事業所数	16	19	36	21	35	18	32	9	50	236	100

※月額平均工賃 23,104円

【表34】「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成24年7月27日厚労省障害福祉課長通知）の一部改正利用した施設外就労の実施の有無

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施している	3	0	4	1	2	2	3	0	6	21	1.9
実施していない	54	130	185	84	72	81	97	42	151	896	82.5
不明・無回答	9	27	35	23	10	20	12	6	27	169	15.6
計	66	157	224	108	84	103	112	48	184	1,086	100

【表35】事業所が所在する都道府県または市町村における特区申請の実施状況

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
特区申請を行った	1	1	4	0	2	2	0	0	0	10	0.9
行っていない	22	39	57	28	29	18	29	19	54	295	27.2
わからない	30	87	116	53	41	62	69	23	100	581	53.5
不明・無回答	13	30	47	27	12	21	14	6	30	200	18.4
計	66	157	224	108	84	103	112	48	184	1,086	100

ご返信先：日本知的障害者福祉協会事務局 FAX：03-3431-1803（※切：2月1日（金））

平成24年度 日本知的障害者福祉協会 生産活動・就労支援部会 実態調査票

○調査趣旨：障害者自立支援法における就労系事業所の実態把握と就労系事業所に求められる工賃向上のための取り組みや就労支援の事例収集。また、全国の事業所における生産品の把握と事業所間のネットワーク構築のため、本調査を実施します。お忙しい折に誠に恐縮に存じますが、ご協力をお願い申し上げます。

○調査対象：就労継続A型事業、就労継続B型事業、就労移行支援事業を実施する単機能・多機能型事業所

○調査基準日：平成25年1月1日現在

○お問い合わせ：日本知的障害者福祉協会生産活動・就労支援部会 係 TEL:03-3438-0466

施設・事業所名称				記入者名			
所在地	県	市	区	サービス対象地域人口	約	人	
連絡先	TEL		FAX				

以下の設問の該当項目の口に✓を、（ ）には定員人数をご記入ください。

I. 基本項目 実施形態及び定員

1. 実施形態と総定員  単独型（ ）人  多機能型（ ）人
2. 実施事業と定員内訳  就労継続A型（ ）人  就労継続B型（ ）人  
 就労移行支援（ ）人  生活介護（ ）人  
 その他（ ）（ ）人
3. 自立支援法事業への移行日 平成（ ）年（ ）月（ ）日移行

II. 共通項目

1. 貴事業所で行っている生産・就労事業について具体的にお知らせください。

食 品	
食品以外	
役 務	

2. 過去に雇用された経験のある利用者はいいますか。  
 いる→（ ）人  いない
3. 上記設問1で「いる」に回答された方のみお答えください。  
雇用された経験のある利用者が現在貴事業所を利用している理由で多いと思われるものを3つ選択してください。  
 対人関係の形成ができない  身辺自立ができない  働く意欲が形成されていない  
 会社（企業）等で働きたくない  地域の中に他に働く場所がない  企業の理解が足りない  
 その他（理由： ）
4. 雇用された経験のない利用者が貴事業所を利用している理由で多いと思われるものを3つ選択してください。  
 対人関係の形成ができない  身辺自立ができない  働く意欲が形成されていない  
 会社（企業）等で働きたくない  地域の中に他に働く場所がない  企業の理解が足りない  
 その他（理由： ）
5. 利用者が貴事業所に求めていることで最も多いと思われるものを1つ選択してください。  
 工賃（賃金）  働く場（作業）  仲間との係わり  将来企業に就職するため  
 その他（ ）

III. 就労継続A型事業対象項目（A型事業を実施している事業所のみお答えください。※実施のない場合は設問IVへ）

1. 最低賃金の減額の特例（適用除外）を受けている利用者はいいますか。  いる→（ ）人  いない
  2. 労働サイドの判定（職能判定）による重度障害者はいいますか。  いる→（ ）人  いない
  3. 職業指導員を何人配置していますか。（常勤換算ではなく実数で回答ください）（ ）人
  4. 貴事業所で生活支援員は、どのような業務を行っていますか。（複数回答可）  
 健康管理  相談  通院  その他（ ）
  5. 就労継続支援A型事業は、福祉制度から労働制度へ移行してはどうかとの意見について、貴事業所ではどのように考えますか。  
 賛成  反対  条件付きで賛成  その他（ ）
- 5-1 上記の回答の理由をお書きください。

IV. 就労継続B型事業対象項目（B型事業を実施している事業所のみお答えください ※実施のない場合は設問Vへ）

1. 平成19年度の利用者一人あたりの平均工賃額はいくらでしたか。（月額か時間給のどちらかの回答可）  
 月額（ ）円  時間給（ ）円

次ページへの回答もお願いいたします。 1/2 ページ

2. 平成 23 年度の利用者一人あたりの平均工賃額はいくらでしたか。(月額か時間給のどちらかの回答可)  
月額 ( ) 円 時間給 ( ) 円
3. 平成 23 年度における貴事業所の平均工賃額と都道府県の平均工賃額との比較 ( ) %  
 算出方法 = (貴事業所の平均工賃) ÷ (所在都道府県の平均工賃額) × 100 (小数点第二位を四捨五入)
4. 貴事業所の生産事業で売上げが伸びた生産事業や役務などがあれば、ご記入ください。

5. 生産品や営業方法などユニークな作業(しごと)を行っている事業所をご存知でしたら是非お知らせください。  
 県名、事業所名称、生産品情報など

6. 平成 23 年度より新たに生産を開始した商品はありますか。  
ある → 以下の設問 7~10 についてお答えください。  
ない → 項目「V. 就労移行支援事業についての項目」をお答えください。
7. 新たに生産を開始した生産品の内容は何ですか。

8. 補助金を含めた設備投資額をお知らせください。 約 ( ) 万円
9. 新たな作業に関わっている職員と利用者数をお知らせください。 職員 ( ) 人、利用者 ( ) 人
10. 新たな作業の平成 23 年度の売上額をお知らせください。 約 ( ) 万円

**V. 就労移行支援事業対象項目** (移行事業を実施している事業所のみお答えください ※実施のない場合は設問VIへ)

1. 就職後 6 か月以上雇用が継続(定着)している利用者数 ( ) 人
2. 就職後 6 ヶ月以上雇用が継続(定着)している利用者の割合 ( ) %  
 算出方法 = (6 か月以上定着している利用者) ÷ (平成 23 年度の利用者数) × 100 (小数点第二位を四捨五入)
3. 定着率を向上させるために必要な要素は何ですか。ご自由にお書きください。

4. 平成 23 年度に就職した利用者のうち、短時間労働者(週 20 時間以上 30 時間未満勤務)はいますか。  
いる → ( ) 人 いない
5. 平成 23 年度に就職した利用者のうち、労働サイドの判定(職能判定)による重度障害者はいますか。  
いる → ( ) 人 いない

**VI. 施設外就労についての項目**

1. 貴事業所では、施設外就労を実施していますか。  
実施している  
実施していない → (設問 5 ~ お答えください)
2. 1 ユニットの利用者数は何人ですか。 ( ) 人
3. 施設外就労の作業はどのような作業ですか。複数ある場合は、全て記入してください。

4. 施設外就労が実施された月(何月でも可)の 1 か月分の施設内作業と施設外就労の平均工賃額をそれぞれ記入ください。  
 (平均工賃額は月額、時間給のどちらの回答でも可。)

	施設内作業	施設外就労
月 額	円	円
時 間 給	円	円

5. 平成 24 年 7 月 27 日の「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(障害発 0727 第 1 号 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長通知)の一部改正において、特区申請の認可により、施設外就労の 1 ユニットの人数を 1 人以上や利用定員の 7 割を超えて施設外就労が可能となりました。貴事業所では、この改正を利用して施設外就労を実施していますか。  
実施している 実施していない。
6. また、この改正により、貴事業所が所在する都道府県または市町村は、特区申請を実施しましたか。  
特区申請を行った 行っていない わからない

お忙しいなかご協力いただき、誠にありがとうございました。